

# 埼玉県病院薬剤師育成プログラム

Saitama Hospital Pharmacist Clinical Training Program

2025年12月 Ver.1.0

Saitama Society of Hospital Pharmacists

埼玉県病院薬剤師会

## 目次

<b>第 1 章 研修における基本事項と本プログラムの活用方法 .....</b>	<b>4</b>
1-1. 基本理念.....	4
1-2. 対象 .....	4
1-3. 育成に対する考え方と姿勢.....	4
1-4. 本プログラムの活用方法 .....	4
<b>第 2 章 研修の方略 .....</b>	<b>5</b>
2-1. オリエンテーション .....	5
2-2. 調剤業務.....	6
2-3. 医薬品の供給と管理業務 .....	10
2-4. 医薬品情報管理業務 .....	11
2-5. 病棟業務.....	12
2-6. 医療安全.....	18
2-7. 感染制御.....	18
2-8. 地域連携.....	19
2-9. 無菌調製.....	20
2-10. がん化学療法 .....	20
2-11. TDM .....	21
2-12. 在宅訪問（在宅医療・介護） .....	21
2-13. スペシャルポピュレーション等の薬物治療 .....	23
<b>第 3 章 達成度評価.....</b>	<b>24</b>
3-1. 評価方法とフィードバック .....	24

## はじめに

近年、薬物治療の高度化や超高齢社会の進展、チーム医療の推進により、薬剤師にはこれまで以上に専門性と臨床能力が求められている。一方で、薬剤師の地域偏在や業態偏在、とりわけ病院薬剤師の不足は全国的な課題であり、地域の実情に応じた養成と確保が喫緊のテーマとなっている。

埼玉県においても、病院薬剤師の偏在や不足に対応するため薬剤師確保策計画が策定され、その柱の一つとして「病院薬剤師の養成支援」が位置づけられている。その中では、病院薬剤師の確保と定着、育成を図ることによって病院薬剤師が少数となっている区域の解消を目指している。また、安定した人材の定着と育成により、薬物療法の有効性・安全性をさらに高めることが期待されている。

このような背景を踏まえ、埼玉県病院薬剤師会は、県内すべての病院、特に中小病院で活用可能な標準的研修プログラム「埼玉県病院薬剤師育成プログラム」を策定した。

本プログラムの特徴は以下のとおりとなる。

- ・中小病院においても各施設の特性に応じてカスタマイズできる柔軟性
- ・選択項目を含み、幅広い臨床能力を習得できる構成
- ・研修受講者だけでなく指導者も学び合い成長できる仕組み

埼玉県病院薬剤師会は、埼玉県保健医療部薬務課と連携し、埼玉県で働く薬剤師がいきいきと働くことができるよう、私たちは、県内のいずれの施設においても一定水準の卒後臨床研修を提供し、薬剤師が安心してキャリアをスタートできる体制の構築を目指す。そして、薬剤師一人ひとりがキャリアを実現し、社会や地域に貢献しながらやりがいをもって継続的に活躍できるよう県内すべての薬剤師を「埼玉県に貢献する薬剤師」として育み、支援していく。

本プログラムが各施設において広く活用され、薬剤師の育成と地域医療の充実の一助となることを願っている。

# 第1章 研修における基本事項と本プログラムの活用方法

## 1-1. 基本理念

本プログラムを通じて病院薬剤師に共通して求められるジェネラリストとしての能力に加え、プロフェッショナリズムや地域医療への貢献意識を得なければならない。県内施設が本プログラムを活用し、「どこで働いても確かな研修が受けられ、成長できる埼玉県」を目指し、一人ひとりの薬剤師が着実に成長しながら、病院薬剤師の定着および偏在の解消に寄与していく。

## 1-2. 対象

免許取得直後の新人薬剤師である。その他、病院薬剤師業務の経験がない、あるいは少ない、ブランク期間がある等の薬剤師育成に用いることも可能である。幅広く活用してほしい。

## 1-3. 育成に対する考え方と姿勢

研修責任者のみではなく、所属するすべての薬剤師や職員が育成に関わる姿勢を持つことで、きめ細やかな教育が提供されるものと考える。また、対象者においてもプログラムに沿った教育が滞りなく進行するよう自ら率先して研修に臨む必要がある。双方が共に基本理念の実現を目標に取り組む姿勢がなにより大切なことである。

## 1-4. 本プログラムの活用方法

### ① 埼玉県病院薬剤師育成プログラム到達度評価記録シートにおける標準項目と選択項目について

標準項目は、薬剤師の卒後教育に必要な研修項目であるため、可能な限り実施することが望ましい。選択項目は、各施設の研修目標を合わせて実施の有無を検討する。

### ② 期間とスケジュールの目安

1年間を標準としている。しかし、施設の事情に応じて期間を延長してよい。おおむね2年以内に修了することを目標に編成することが望ましい。

別途、スケジュール例を示した。臨床研修は、調剤業務研修から開始し、順を追って病棟業務研修を開始することが望ましい。地域連携については病棟業務研修の期間を中心に年間を通じて実施し、在宅訪問について行う場合は、研修後期（10～12か月目）に実施することが望ましい。各研修病院の特徴を活かし、また病院の体制に応じて、研修者の習得度に合わせたプログラムを構築してよいが、病棟業務研修は6か月間程度行うこと。

施設によっては、業務シフト上の問題で、調剤業務研修から病棟業務研修への移行で負担が大きいという意見がある。段階的に移行する方法として、曜日を決めて病棟業務研修を開始する方法がある。

- ③ 各項目にある研修方法や期間、症例報告数の設定について  
ガイドラインに準拠しているが、施設の状況に沿った設定を行うことを妨げるものではない。
- ④ 症例報告について  
別途添付した症例報告用紙を必要に応じて使用する。症例には、病棟業務以外に行われた調剤業務などの疑義照会を計上しても良い。

## 第2章 研修の方略

本章にて、研修項目、研修目標、研修期間、研修項目ごとの研修方法及び留意すべき事項を示す。なお、内容は令和6年（2024年）3月 厚生労働省より発布された「薬剤師臨床研修ガイドライン」に準じている。

### 2-1. オリエンテーション

**研修目標**：研修医療機関における医療職の臨床研修の概要を理解し、当該医療機関における診療・医療安全対策の概要を理解する。

臨床研修への円滑な導入、医療の質・安全性の向上、多職種連携の強化等を目的に、研修開始後の早い時期に、数日～2週間程度のオリエンテーションを行うことが望ましい。これは病院全体のオリエンテーションも含まれる。その内容を以下に例示する。

- ① 薬剤師臨床研修・プログラムの説明  
理念、到達目標、研修目標と方略、評価、修了基準、指導薬剤師・メンターの紹介など。
- ② 医療倫理  
人間の尊厳、守秘義務、倫理的ジレンマ、利益相反、ハラスメント、不法行為の防止など。
- ③ 薬剤師業務の理解と実践  
診療録(カルテ・薬歴)記載、調剤、各種薬剤部関連機器の取り扱いなど。
- ④ 患者とのコミュニケーション  
服装、接遇、インフォームドコンセント、困難な患者への対応など。
- ⑤ 医療安全管理  
インシデントの防止・報告・対応、院内感染対応、災害時対応など。
- ⑥ 多職種連携・チーム医療  
院内各部門に関する説明や注意喚起、体験研修、多職種合同研修などの早期体験。
- ⑦ 地域連携  
地域包括ケアシステムや地域連携の説明、近隣施設（薬局等）の見学など。
- ⑧ 自己研鑽  
文献の検索方法や閲覧方法、学習方法、文献検索、EBM など。

## 2-2. 調剤業務

**研修目標**：個別化医療を実現するための調剤業務の遂行とそれに必要な知識とスキルを習得する。

**方略**：薬剤師の仕事は薬物治療をマネジメントすることである。そのためには、まず医薬品とその処方目的を知ることが重要である。

調剤とは、処方の監査から、薬の取り揃えとそれに続く調剤鑑査を経て、患者に交付するまでの一連の行為であり、単に中央（調剤室）業務で処方箋に従い薬を取り揃えることを意味するものではない。病院では、中央（調剤室）業務か病棟業務かにかかわらず、診療録（カルテ）情報などから医師の治療方針や処方意図に加え、より詳細な患者の状態を知ることができるため、個々の患者の背景を把握した上で、調剤を行うことが可能である。

### ① 調剤業務

処方監査時に医薬品情報のみで判断するのではなく、カルテ情報や検査値の確認を行い、医師の治療方針を把握した上で、患者の状態を考慮した適切な調剤（疑義照会や処方提案を含む）を行うよう指導する。本研修では、得られた患者情報や検査データを基に、薬物治療の有効性・安全性の評価を行う能力を培うとともに、個々の患者に対する最適な薬物治療の向上を目指し、処方箋における適切な記載事項を理解した上で、医薬品の用法用量、剤形等の妥当性評価などの監査、薬剤の製剤学的特性に応じた計数・計量調剤、鑑査業務及び処方箋に疑義がある場合の適切な問合せが実践できるスキルを身に付ける。対象とする医薬品は内服薬（錠剤、散剤、液剤、他）・外用剤（軟膏、液剤、点眼（鼻）剤、貼付剤、他）・注射剤（輸液含む）等、研修病院が取り扱う全ての医薬品とし、特定の領域（診療科）に限定せず、多くの医薬品を知ることも重要である。また、計数調剤、散剤、粉碎、一包化、軟膏調製、液剤、注射薬等、一通りの調剤も実施することとし、研修においては、「2-3 医薬品の供給と管理業務」の研修と併せて、麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等の調剤も実践させる。院内外来処方における患者への薬剤交付時には、積極的に患者への服薬指導（吸入指導・自己注射指導・自己血糖測定指導等含む）を実践させ、コミュニケーション能力の向上も図ること。

以下に、時期ごとの研修指導方法のイメージを示すが、研修者の習得度に応じてプログラムを構築すること。また、研修施設の体制によって、中央（調剤室）業務でカルテ情報を参照できない等の場合には、方略の範囲内で適切な研修プログラムを構築することとし、必要に応じて、病棟業務への研修期間の配分を検討すること。

#### 【研修初期】（0～1か月）

- 薬の取り揃え前に、対象患者のカルテにより基本情報を確認した上で、薬物代謝に影響を与える検査値（腎、肝機能）も確認し、処方監査することを意識付ける。
- 処方監査時に生じた疑義については、指導薬剤師へ疑義や照会事項を報告の後、医師へ

の疑義照会を実践させる。

【中期】(1~2か月)

- 新たな処方や処方内容が変更された際にはカルテを確認し、患者の病状の変化の把握や医師の処方意図の確認を意識付ける。また、対象患者の検査値のほか、インタビューフォームや最新の治療ガイドライン等を確認し、処方監査をすることが重要である。
- 医師への疑義照会は研修者自身の判断で行うこととしてよいが、慣れないうちは指導薬剤師への報告を求ること。

【後期】(2か月目以降)

- カルテや病棟薬剤師から得た患者情報（病態・生理的特性）を基に、処方薬剤に対する総合的な評価を行い、多数の併用薬を服用する（ポリファーマシー）患者の薬物療法の再検討や患者のアドヒアランス向上のための代替薬の提案や調剤上の工夫を主体的に実践させるよう配慮する。
- 研修者は、調剤にかかる一連の行為を1人で実施可能であるが、研修者に時間制約や負荷をかけることのないよう、周囲の薬剤師や指導薬剤師による配慮が必要である。

② 院内製剤

多様で個別の医療ニーズに応えるべく、医療機関の責任下で調製されている院内製剤についても、その意義・必要性、プロトコルを理解し、実際に製剤の調製を行うことが望ましい。医療機関内の手続や院内製剤の品質保証の方法についても研修内容に含めること。

研修期間：内服薬、外用剤、注射剤の調剤（院内製剤の調製を含む）について、合計3か月間を基本とする。なお、調剤は薬剤師の基本業務であるため、病棟業務の研修期間中に一部の時間を使って調剤業務を行うなど、継続して実施できるよう工夫すること。また、研修施設で院内製剤がない場合は、座学などにより知識を補完すること。

### ～調剤において留意すること（研修者向け）～

処方箋の記載事項については、カルテや検査値等の情報を基に、その適切性を確認すること。また、最新の治療ガイドライン等により医師の治療方針を確認し、生じた疑義は、処方医に問い合わせを行うこと。

#### 1) 処方箋記載様式の確認

患者氏名、生年月日、性別、診療科、服用開始日、麻薬処方箋への施用者印等に不備はないか。

#### 2) 処方内容の確認

カルテから得られる情報から医師の治療方針や処方意図を理解した上で、以下の処方内容を確認する。

- ・ 処方薬は、カルテ情報にも照らして、性別、年齢、体重、臨床検査値、診療科等に即したものであるか、併用禁忌等はないか。
- ・ 用量は性別、年齢、体重、また、カルテ等に記載の臨床検査値等を鑑み、適切であるか。
- ・ 用法は処方薬の特性に即した適切なものであり、必要に応じてコメントが記載されているか（週1回投与製剤：ビスホスホネート製剤、メトトレキサート製剤の服薬曜日など）。
- ・ 投与日数は薬剤の性状や関連法規（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法等）、医薬品の安全使用のための業務手順書等に合致したものであるか。

例）新規薬価収載医薬品（14日分まで）、麻薬（薬剤によって14日分又は30日分まで）、向精神薬など

- ・ 処方医は登録済み医師であるか（慢性疼痛に対するフェンタニル経皮吸収型製剤、常染色体優性多発性嚢胞腎に対するトルバプタンなど）。
- ・ その他、P9「～カルテから読み解くこと（研修者向け）～」を参照

#### 3) 薬の取り揃え

- ・ 外見、名称の類似及び規格違い等の取り間違いを回避する工夫を実践する。
- ・ 補助的な説明文書等の添付を確認する（吸入薬やインスリンの使用説明書など）

#### 4) 調剤鑑査

- ・ 処方監査の後、取り揃えた医薬品について、調剤鑑査を実施する。調剤鑑査は1)～3)の視点に加え、取り揃えられた医薬品とその数が正しいかを確認する。
- ・ 水剤、散剤、軟膏、麻薬などの特殊製剤や一包化の場合などは、1)～3)の視点に加え、各医療機関の内規に従い、処方監査及び調剤鑑査を実践する。

～一般的な臨床検査値の読み方（研修者向け）～

安全な薬物治療を提供するためには、添付文書の記載を遵守することが原則である。

そのためには患者の病態や検査値を読み解き、必要に応じてTDM（治療薬物モニタリング）の実施を検討し、処方監査を実施する必要がある。

#### 【腎機能】

- ・ eGFR、Ccr等の値により腎機能を評価する。また、それぞれの検査値が表す意味や特徴（欠点）などを理解した上で評価する。
- ・ 腎排泄が主たる消失経路である薬剤では、加齢に伴う腎機能の低下に注意する。
- ・ 患者の腎機能を確認し、初回投与量を確認する。
- ・ 継続処方である場合は、腎機能の経時的変化を確認し、維持投与量や投与間隔の設定を行う。
- ・ 薬剤の投与により腎障害が惹起されることがあるため、処方されている薬剤が該当しないか、また腎障害発症の機序やその特徴を確認しておく。

#### 【肝機能】

- ・ 肝機能を表す検査項目として、AST（GOT）、ALT（GPT）、ALP、Tbil等がある。また、肝機能の評価についてはChild-Pughスコアによる重症度分類がある。
- ・ 肝機能障害のある患者に禁忌又は投与量調節が必要となる薬剤を投与する場合については、その投与量の妥当性を評価する。
- ・ 肝障害を起こす可能性のある薬剤が投与されている場合は、投与後の継続した肝機能検査が実施されているか、肝障害の自覚症状（恶心、全身倦怠感、発熱等）が生じていないか確認をする。

#### 【生化学検査値】

- ・ ナトリウム値、カリウム値、カルシウム値、マグネシウム値は体内電解質を示す検査値であり、基準値を外れた病態や疾患（低ナトリウム血症、高ナトリウム血症等）では、添付文書等で禁忌等に記載されている医薬品がある。
- ・ これらの値を確認し、薬物投与に影響はないか、投与量は妥当か評価する必要がある。

#### 【血液学的検査値】

- ・ 貧血、骨髓抑制、骨髓機能低下、汎血球減少、再生不良性貧血等の疾患における薬剤の投与について、添付文書等では禁忌等に記載されている医薬品も多い。
- ・ 血小板数、ヘモグロビン値、白血球数等の血液一般の検査値を確認し、その値から、その疾患を推測し、薬剤の投与に問題はないか確認する必要がある。

～カルテから読み解くこと（研修者向け）～

#### 【患者情報の基本情報】

- ・ 氏名、年齢、体重、性別、受診している診療科（他院、他科含む）、主治医、診断名、現病歴、既往歴、治療歴、入院目的等
- ・ 一般用医薬品の服用や健康食品（サプリメント等）の摂取の有無

**【処方情報】**

- ・ 内服薬、注射剤を含めた全処方を確認し、現在、処方監査している薬剤と同種同効薬の重複や併用禁忌や相互作用のある薬剤がないか、持参薬も含めて確認する。
- ・ 処方薬の実施状況の継続的かつ的確な把握を行う。

**【薬剤管理指導記録、看護記録】**

- ・ 治療に対する意識（服薬アドヒアラנס含む）
- ・ 日常活動動作（A D L）、認知機能、難聴、視力低下、嚥下能力等
- ・ 薬物治療に関する効果（医師の評価、自覚症状）
- ・ 検査値（疾患に応じた臨床検査値の推移）
- ・ 薬剤に起因すると考えられる症状（ふらつき、転倒、便秘、食欲低下など）
- ・ 薬物治療や服薬に関する不安や不満 等

### 2-3. 医薬品の供給と管理業務

**研修目標：** 医薬品の供給と管理体制を理解し管理業務を実践する。

**方略：** 継続的な薬物治療のために医薬品の在庫管理は重要な業務である。医薬品の供給問題もあり、医薬品管理はこれまで以上に重要な課題となっている。また、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品に関する法的理解とその実践については、薬剤師が中心となって行う業務であり、他職種に指導・教育する立場であることを認識することが重要である。

医薬品の品質の確保を含めた供給体制を理解し、院内の使用状況を踏まえた適正な在庫管理（医薬品の発注、納品時の検品、温度・期限管理を含む）を実践するよう指導する。

また、医薬品に付随する機器類や説明文書の管理業務、医薬品の廃棄、記録及びその手続も行えるよう配慮する。

医薬品の供給不安定への対応については、製薬企業や医薬品卸からの医薬品供給情報をいち早く入手し、病院での使用量から在庫の消尽を推測した発注や同種同効薬等の代替品への採用薬の切替えの判断についても研修内容に含めること。

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒劇薬等の特別な管理を求められる医薬品の流通・保管・施用・廃棄等の管理と取扱いに関する各種の法制度及び業務内容を理解し管理業務を遂行するよう指導する。管理に当たっては、マニュアルに従うことはもちろんであるが、それぞれの医薬品の特性に応じた管理方法を理解して実践することが重要である。麻薬管理では、規制を外れた管理方法や、盜難・紛失・所在不明等が、事件や乱用など社会的に大きな影響をもたらすことを深く認識し、麻薬卸売業者からの譲受や帳簿の記載、フェンタニル経皮吸収型製剤やモルヒネ硫酸塩水和物徐放錠など持参麻薬を含めた調剤済麻薬や手術後施用残麻薬の廃棄等の在庫管理を麻薬管理者の指導の下に実践させること。その際には、行政への各種届出や免許管理等についても実施できるよう配慮する。限定薬の取り扱いや管理についても重要な業務である。限定薬とは、「特定の患者にのみ使用される薬剤」や「新規性が

高く、使用期間や対象が限定的な薬剤」など様々な定義が存在する。施設毎の状況に応じた限定薬管理業務を実践させる。

その他、特定生物由来製品の記録・保管管理、放射性医薬品の調製保管についても、関連部署と連携し研修内容に含めることが望ましい。

**研修期間**：研修期間は最低2週間とする。

## 2-4. 医薬品情報管理業務

**研修目標**：医薬品情報を収集・評価し、整理・加工して提供するスキルを習得する。

**方略**：医薬品情報管理業務とは、医薬品に関する各種情報を製薬企業や公的機関が提供する情報源から収集し、整理、保管及び専門的評価と情報の加工を行った上で現場の医療従事者、および患者に提供する業務である。

医薬品情報（DI）は日々アップデートされるため、医師をはじめとする医療従事者に対し、必要な時に必要な情報を提供することによって、良質かつ適正な薬物療法の発展を図り医療の質の向上と効率化に寄与することが目的である。

なお、医療機関において医薬品情報管理室は薬剤部の一部門として独立して存在しており、本ガイドラインでは医薬品情報管理室担当として研修を行うこととする。

### ① 情報提供業務

医師・看護師等からの投与量や相互作用等の日常的な問合せに対して、情報提供を行う（受動的な情報提供）とともに、院内医薬品情報誌（DIニュース）の作成や、患者や地域住民向けお薬情報資料の作成等を行い、薬剤部からの積極的な情報発信（能動的な情報提供）の必要性についても認識させる。情報源としては、各種医薬品情報（添付文書、インタビューフォーム、リスク管理計画（RMP）、審査報告書、診療ガイドライン、原著論文等）の他、製薬企業の医薬情報担当者から得た情報等があげられる。これらの中から信頼性の高い情報源を選択して、薬学的見地から精査し、受け手のニーズや時間的制約に応じた形に加工して、情報提供を行うよう指導する。緊急性が高く重要な医薬品情報については、必要な医療関係者や対象患者に迅速かつ確実に伝達・周知する必要があり、情報共有の手段も構築しておく必要がある。緊急安全性情報（イエローレター）、安全性速報（ブルーレター）や製品回収情報、医薬品・医療機器等安全性情報、添付文書改訂情報等について、緊急性・重要性を吟味し、迅速に院内関係者に情報提供する手段を理解し実践させる。また、薬剤師が精査し、加工した医薬品情報は、提供相手が理解しやすい形であることが大切である。収集、整理、提供した情報の保管方法についても、適時適所で利用できる形で保管するよう指導する。

### ② 副作用報告等

医療関係者には、健康被害（副作用、感染症及び不具合）の情報を厚生労働省等へ報告することが義務付けられている。医師へ副作用等報告に係る啓発を行うとともに、収集した副作用等情報の評価を行い必要に応じて報告を行うよう指導する。また、医薬品副作用被害救

済制度・生物由来製品感染等被害救済制度については、その趣旨を理解し、制度の概要説明や申請手続等の支援を行うよう指導する。

#### ③ 院内採用医薬品の承認手続等

新規採用薬の承認に関する手続や委員会の開催等についても研修内容に含めることが望ましい。新規採用に当たっては、その医薬品の有用性を示す資料の収集、院内での必要性を示す理由書等を吟味し、採用要否の検討に係る資料を作成させること。また、併せて削除品目の検討等、適正な在庫管理に資する方策を検討することの重要性についても指導する。

#### ④ その他

臨床研究・治験を実施する医療機関においては、医薬品情報の専門家として医薬品情報管理室担当薬剤師の関与の必要性について学習できる機会を研修に含めることが望ましい。

なお、薬局からの疑義照会への対応を研修病院の薬剤部で実施している場合は、「2-8 地域連携」を参考に医薬品情報管理業務の研修期間に実施することとしてよい。

**研修期間**：医薬品情報管理室担当薬剤師としての研修期間は、2週間から1か月間とし、この期間においては専任とすることが望ましい。なお、医薬品情報の評価と情報の加工について慣れないうちは長時間を要する。研修期間を通して出来るだけ速やかに情報提供する訓練をする。

### 2-5. 病棟業務

**研修目標**：入院患者と直接接することにより、患者の病態に応じた服薬指導やフォローアップ、コミュニケーションのスキルを高める。薬物治療の観点からチーム医療に参加し、他職種との関わり方を学ぶとともに、薬学的見地からの見解を発信する。持参薬の服薬状況等の聴取を通じた薬物治療に関する問題点（ポリファーマシー等）の抽出、服薬計画の立案、入院患者へ服薬指導等を通して薬学的知見に基づく積極的な介入や提案を実践する。退院後の適切な薬物治療の継続のため、退院時カンファレンスへの参加、情報提供書の作成・提供等により、地域医療（多職種）との連携を実践する。

**方略**：病棟業務では、「患者面談や持参薬の確認を通じた患者情報の把握」、「投薬時・投薬後における服薬指導」、「治療モニタリングと処方提案」、「カンファレンス等を通じた多職種との連携」等を担当患者を持った上で実践することで、医療人としての責任感や使命感を身に付けることが重要である。一般的な内科・外科領域をローテーションして、1～2か月間/病棟を目安とする。入院患者における医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師は服薬指導だけでなく、服薬アドヒアラنسの確認、効果・副作用モニタリング等を行って総合的に薬物療法を評価し、評価結果を踏まえて医師への疑義照会や医薬品の有効性確保・副作用回避のための処方提案など積極的に薬学的介入を行う必要がある。いずれも薬剤師が専門性を発揮するために特に重点的に行うべき項目であり、チーム医療の中での薬剤師の役割を果たすとともに、自らの主体的な介入がどのように患者の治療アウトカムに繋がったかを経験し薬剤師の仕事の意味を深く追求する。さらに、病棟業務の中で感じたクリニカル・ク

エスチョンを解決するための臨床研究計画の立案や臨床研究の実施者として参加することも有益である。

なお、処方監査は中央業務としての調剤業務のみではない。病棟で実践することにより個別化医療が実現するとともに、中央業務の創意工夫・効率化・質向上にも繋がる。「2-2 調剤業務」研修では主に調剤室で多くの処方箋を見ることにより、カルテ情報や臨床検査値も含め、読む能力を向上させることを目的としているが、病棟業務では、これに加え、患者や他職種とのコミュニケーションから得た患者情報を基に、身体的・心理的・社会的背景などを把握し、「総合的に患者を見る」視点を培う。

#### ① 事前研修

患者への指導を行う前に、薬剤管理指導の位置付け、対象患者、指導のタイミング、指導の流れ、カルテへの記載方法等について、指導薬剤師による講義を行うこと。

#### ② 病棟における担当患者との関わり

病棟業務を実践する診療科は一般的な内科・外科領域とするが、複数の診療科を経験し、診療科ごとに症例報告を行えるようにすること。また、経験すべき疾患として、がん、糖尿病、脳血管障害、高血圧、不整脈、心不全、呼吸器疾患等を含めることが望ましい。

#### 【患者入院時】

持参薬とお薬手帳のみで確認するのではなく、必ず患者やその家族と面談を行い、持参薬（要指導医薬品や一般用医薬品を含む）の服薬状況、アレルギー情報、副作用歴、薬剤管理方法等を聴取するよう指導すること。

患者との面談について、事前に指導薬剤師より患者やその家族への応対方法や配慮事項についても十分に指導・助言を行うこと。

患者は必ずしも処方どおりに服用しているとは限らないため、用法・用量についても確認し、患者プロファイル等の整理を通じて、疾患の病態生理、薬物の作用機序を踏まえて総合的に患者のアドヒアラנסの評価を行うよう指導すること。

患者の薬物治療に関する問題点を抽出し、問題解決のため、代替薬の提案を含む服薬計画の提案を実践させることとし、カルテへの記載を行い他職種と共有を行うことが重要である。

服用薬剤数が多く、薬物有害事象のリスク増加や、服薬過誤、服薬アドヒアラנס低下等につながる状態（ポリファーマシー）である場合は、服用回数の減少や配合剤の導入のほか、治療の優先順位に沿った治療方針になっているか等、各薬剤を再考し、薬剤師の視点から減量、中止を提案させることも病院の機能・役割によっては重要である。

#### 【患者入院中】

研修初期においては、服薬指導の対象患者は指導薬剤師が選定する。概ね 5 名実施後は、研修者がより主体的に薬剤管理指導を実施するが、指導薬剤師は対象患者のカルテの記載等により、研修者が患者情報の収集、薬物治療に対する評価、服薬指導、他職種へのフィードバックが適切にできているか確認し、必要に応じて指導・助言を行うこと。

入院患者への説明と服薬指導では、服用方法、薬剤の保管方法、器具（デバイス）の使用方法等を含めた患者への情報提供と薬学的知見に基づく指導を実践することが重要である。特に抗がん剤などのハイリスク薬の投与については、投与前に患者やその家族に詳細に説明を行うとともに良好な信頼関係を構築することが重要である。初回指導、2回目以降等継続的な関与を通して、薬剤の有効性・安全性の評価や副作用発現の有無等、患者の主観的データ（S）、客観的データ（O）を確認し、効果的な薬物治療の実施とアドヒアラנס向上のための方策を考えさせることが重要である。

治療開始後は、定期的に患者状況を確認（ハイリスク薬を服用している患者は、毎日副作用の発現を確認）し、投与後の有効性や副作用モニタリング、投与量、投与方法、相互作用等の薬学的管理を行い、必要に応じてバイタルサイン・フィジカルアセスメント等を実施し、投薬の妥当性を評価するよう指導する。また、必要に応じ、処方変更の提案も実施させること。これらの一連の流れをカルテに正確かつ論理的に記載し、医師等へ共有することも重要であり、さらに、薬剤師の介入による患者の治療アウトカムの変化を明確にすることが望ましい。

TDM（治療薬物モニタリング）を必要とする薬剤を使用している患者については、TDMの必要性の有無を考え、医師への提案を行うよう指導すること（「2-11 TDM」参照のこと）。

### 【退院時】

退院後、服用する薬剤の情報を患者自身で管理し、適切な服用の継続に繋げることが大切であるため、服用しやすい剤形・剤数の見直しを行うことも必要である。

患者の退院決定後、退院時に服薬指導を必要とする場合には、退院時処方入力の有無や不足薬剤がないかなどの確認を実践させる。

また、退院時カンファレンスが行われた際には、積極的に参加し、退院後の薬物治療の継続のため、転院先病院や薬局薬剤師のほか、介護支援専門員（ケアマネジャー）や訪問看護師等、地域における多職種との連携の必要性を理解し、必要な場合には、地域の薬局や病院の地域連携室等への働きかけを行うよう指導する。

患者の退院後も、転院先病院や地域の薬局における効果的な服薬指導の継続に繋げるため、入院時の治療経過や調剤上の工夫、退院時処方、服薬管理についての情報等を記した薬剤情報提供書（薬剤管理サマリー）を作成し、地域での切れ目のない薬物療法支援のため、返書の活用も含めた双方向の情報提供・共有を実践させる。（「2-8 地域連携」及び「2-12 在宅訪問（在宅医療・介護）」も参照）。

### ③ 多職種との連携

多職種との連携では、病棟カンファレンスへの参加や医師回診チームの同行等を通じ、医師の治療方針を身近に学ぶとともに、薬物療法について評価・提案を行うよう指導する。医療チーム（NST、緩和、褥瘡等）の活動についても、担当薬剤師と共に参加し、医師、看護師を始めとする他職種が行う患者ケアの視点を培い、多職種連携に必要なスキルの習得やコミュニケーション能力の向上を目指すことが重要である。他職種との相互理解により、チ

ーム医療における薬剤師の役割や特性を理解し、薬剤師として積極的な介入や提案を実践させることが必要である。

#### ④ 臨床研究（推奨）

研修の中で学んだ知識や技能を活用して、研修者自身が病棟業務研修の中で感じたクリニカル・クエスチョンに対する回答（臨床データ）を得るため、臨床研究計画案に基づき、倫理委員会への申請、承認後に実際に臨床研究を実施することは、薬剤師として科学的思考力を習得する上で有益である。

臨床研究計画の立案が可能な場合、指導薬剤師又は臨床研究部門担当者の指導の下、以下の流れを参考に研究に着手するよう指導することが望ましい。

- 研究課題に関する文献調査等の情報収集・解析
- 研究課題の設定、推論・論証方法の考究
- 研究計画に沿った研究の実施
- 研究成果の解析と考察

臨床研究に着手することが難しい場合は、施設で実施されている臨床研究の内容や研究の実施状況を理解し、研修者自身が感じた疑問に対する回答を得るまでの手法手順を把握するよう指導する。

**研修期間**：病棟業務は一般的な内科・外科領域をローテーションして、1～2か月間/病棟を目安として、6か月間程度の研修を行う。研修期間中 50名程度の患者を担当し、そのうち積極的に薬学的介入した症例のうち 6～10 症例程度について研修成果として症例報告会等で報告させること。なお、症例報告は「1-4.本プログラムの活用方法」で前述した通り、病棟業務以外に行われた調剤業務などの疑義照会を計上しても良い。また、記載の方法は、PAPO 形式や SOAP 形式等での記載を実践し、第三者が理解できる記載を行うよう指導すること。研修者による症例報告においては、他職種が参加する場で行うことや、他職種からの評価を受ける機会があれば活用する。

#### ～病棟業務における留意点（研修者向け）～

##### 1. 患者情報の収集

1-1) 患者の確認 患者と面談をする際には、患者の取り違えを防止するため患者からフルネーム、必要に応じて生年月日を伝えてもらうことを基本とする。意思疎通が困難な患者については、家族等と面談を行う。

##### 1-2) 情報収集源

- ・ 診療録（カルテ）：紹介状、過去の指導記録（他職種による記載事項等の情報を含む）、処方歴、臨床検査値など
- ・ 持参薬について：現物、お薬手帳、お薬説明書等
- ・ 患者本人、家族など：理解力、自宅での過ごし方や薬剤の管理方法など
- ・ 病棟スタッフ：治療目的、患者情報（状態、理解力、性格など）
- ・ カンファレンス等：治療方針など

### 1-3) 情報収集事項

#### ア) 基本事項

- ・ 患者氏名、生年月日、性別、入院年月日、退院年月日、カルテ番号（ID）

#### イ) 必須項目

- ・ アレルギー歴、副作用歴

#### ウ) その他必要項目

- ・ 身長、体重
- ・ 併存疾患、既往歴、自動車運転、妊娠・授乳の有無等
- ・ ハイリスク医薬品名、市販薬（要指導医薬品、一般用医薬品）、いわゆる健康食品（サプリメント等）の使用
- ・ お薬手帳、かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師、自宅での薬剤管理者・管理方法、調剤方法
- ・ 予定入院か緊急入院か、入院理由等
- ・ アドヒアラנסの評価
- ・ 腎機能、肝機能、併用薬、食事摂取状況、薬物代謝影響因子

### 2. 入院時の持参薬確認と服薬計画の提案

- ・ 薬剤師だけなく、可能な限り、病棟の医療従事者にも服薬歴を確認し、薬剤師のみならず多職種間で情報を共有すること。
- ・ 持参薬がない場合は、入院前の服薬歴を調査し、必要であれば、入院前に受診していた医療機関又はかかりつけの薬局に問合せを行う。
- ・ 持参薬に院内採用薬がない場合、併用禁忌などを発見した場合には代替処方を提案すること。また、持参薬の規格・剤形が院内採用薬と異なる場合の情報伝達を忘れないこと。
- ・ 患者のアドヒアラنسの評価は、自己管理能力査定のためにも必要であるため、病棟看護師等スタッフと情報共有すること。
- ・ 持参薬確認記録、患者プロファイル等を作成しカルテに保管し、病棟薬剤師は特に持参薬（使用方法を含む）及び患者プロファイルの情報を病棟関係者（医師、看護師等）と共有すること。
- ・ 持参麻薬がある場合は医療機関内で決められた方法で管理すること。

### 3. 患者への服薬指導

- ・ 使用薬剤の説明、副作用の確認、患者への服薬指導を行う。お薬説明書や製薬企業作成パンフレット、患者向け医薬品ガイドなどの説明用資材を利用し、患者が理解しやすいような工夫を行う。
- ・ 治療の進行に伴う使用薬剤の薬効評価、特に副作用の自覚症状の聴取、客観的な臨床検査値の確認を怠らないこと。

### 4. 薬物療法に対する薬学的介入

- ・毎日、担当患者のカルテを確認すること。特に相互作用、定期処方薬の入力状況やその内容が適切であるかどうかを確認すること。内服薬と注射剤との相互作用も投与される前にチェックすること。
- ・処方内容に疑義が生じた場合は、問い合わせを行いカルテに記載する。「内服指示書」等の確認を行い、現在の使用薬剤を把握する。その際、自分の得ている情報などと照合し、疑問のある場合は必ず解決する。特に休薬指示・服薬再開指示の漏れがないか注意する。特筆すべきことがあれば、カルテに記載すること。また情報共有の必要性・緊急性を判断し、他職種に口頭で伝えるなどの手段を考える。

## 5. その他病棟業務

### 5-1) 病棟における医薬品情報管理業務

- ・医師や看護師等他の医療職からの相談に応ずること。
- ・医薬品の安全情報等を積極的に提供すること。特に医薬品情報管理室から院内全員に対して発信される文書で、担当診療科にとって重要な情報は病棟薬剤師からも情報提供すること。
- ・病棟におけるプレアボイド報告や副作用情報等の医療安全関連の収集も行うこと。
- ・病棟における医薬品情報管理業務を実施した場合は、病棟業務日誌（記録）に記載すること。

### 5-2) 病棟における医薬品管理

- ・医薬品保管状況の確認を定期的に行う。定数配置薬がある場合、配置場所は、ハイリスク薬、劇薬などが区別された保管方法となっているよう、病棟看護師と共に整理整頓する。
- ・定数配置薬の使用動向及び夜間緊急時の処方箋で使用される薬剤情報等から、より適切な種類・数量を考え、注射部門とも連携し定数配置薬の見直しを行う。（注意：夜間定数配置不可の薬剤があることを留意する。）
- ・冷所保管状況（分注で使用可能な医薬品のバイアル（例：ヒューマリンR）の開封後の管理）や温度管理、保冷庫内の整理状況などの確認を行う。
- ・麻薬・向精神薬については、院内規定に従った管理がされていること、盗難等防止措置がとられていることを確認し、病棟看護師と共に管理を行う。
- ・病棟における処置薬（消毒薬等）については、定期的な有効期間・使用期限の管理、消毒薬（原液）の誤飲、誤使用等の防止策などがとられていることを確認する。
- ・血液製剤の保管・管理については、各製剤に適した保管・管理体制の整備、輸血関連業務を行う部門との引継ぎ方法及び管理責任の明確化などの措置がとられていることを確認する。

## 2-6. 医療安全

**研修目標：**医療の質を担保し、患者及び医療従事者にとって安全な医療を提供できる。特に、医薬品の安全管理体制の確保のため、薬剤師として主体的な役割を果たす。

**方略：**医療安全は場所を問わず、全ての業務に付随する事項である。インシデントを未然に回避するために、危険予知と必要な確認を通じ、環境整備や医療技術の活用等の業務の工夫を行い、インシデントが発生した際は職員間においてコミュニケーションを図り、事例を共有し被害を最小化するとともに、再発防止策を検討することが重要である。また、医療従事者自身の健康管理を適切に行うことも、安全な医療提供の基盤となる。

医薬品に関する医療安全対策は、特に薬剤師が重要な役割を担うべきであることを理解させる。医療安全の実務について、①医療安全担当者（医薬品安全管理責任者、医療安全管理者、リスクマネージャー等）の役割と医療安全対策に関するマニュアル・指針、②インシデント発生時の対応（報告・連絡・相談等）と記録方法等について説明を行い、研修者に理解させる。また、特に医薬品の安全使用のためには、医薬品の採用、供給管理、調剤、患者に対する与薬・服薬指導に至るあらゆる過程において、安全を確保するための手順に基づいて業務を行い、必要に応じて手順を改善していく観点が必要である。プレアボイド症例報告（もしくはヒヤリ・ハット報告）、インシデントレポートについては、研修項目に限らず、経験したら必ず報告させること。また、施設内で発生した医薬品に関連したインシデント数例（3例程度）について、医療安全担当者が行う原因の調査分析や対応策検討に参画させ、レポート等にまとめさせる。

**研修期間：**全研修期間において医療安全を意識した業務を行う。

## 2-7. 感染制御

**研修目標：**医療現場に応じて感染症を発生させない環境整備や感染予防を実践する。感染症発生時（新興・再興感染症を含む）における感染拡大防止のための対応を図るなどの感染制御に努める。

**方略：**標準予防策として手指衛生、個人防護具（手袋・マスク等）を適切に実施できることが求められる。さらに、代表的な感染症の予防策の把握と適切な消毒薬を選択でき、他者に説明できることが求められる。施設内の感染制御管理体制を理解し、感染症発生時及び針刺し事故等の事例発生時における初期対応を行えることが重要である。薬物治療に関しては、適切な抗菌薬の選択ができることが重要である。病棟業務での実践において、抗菌薬選択の適否について検討させること。院内感染対策チーム（Infection Control Team : ICT）や抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team : AST）の委員会やラウンド等にも参加するよう指導する。施設内の感染症例報告において、最低2例は抗菌薬の薬物治療について報告させること。また、症例報告では培養結果に基づく抗菌薬適正使用、投与量、投与方法、投与期間、TDMの測定結果等も記載させること。

**【地域における感染対策】** 地域における感染症予防、拡大防止等の対策と発生時の対応（感染症予防の啓発、消毒薬や衛生用品の供給確保と使用法の指導、ワクチン接種におけるワクチン調製や相談対応等の主体的参画・貢献等）についても理解することが重要である。

**研修期間：**全研修期間において感染制御を理解し、標準予防策を実践させる。

## 2-8. 地域連携

**研修目標：**病院と薬局の連携や地域の医師、看護師等との多職種連携等、地域連携の必要性を理解し、地域における患者中心の医療の実現に努める。

**方略：**患者は病期に応じて医療機関や介護施設が選ばれ、在宅治療も継続される。いずれの場合でも地域の医療従事者が患者情報を十分に共有し、質の高い最適な薬物治療を提供する必要がある。適切な医療の提供には医療、保健、介護、福祉の全体を捉えた視点が求められる。サービス担当者会議、地域の医療従事者を対象とした研修会等への参加や多職種との意見交換を行うことで、他施設との連携調整能力を身に付けられるよう指導する。

### 【病院と薬局の連携】

薬局から報告される服薬情報提供書（トレーシングレポート）について、その記載内容の妥当性や重要性を評価し、医師へのフィードバックまでの実践を行い、また必要に応じて薬局への情報提供を行う。研修者にはどういった情報が患者の薬物治療の有効性と安全性の向上につながるのかを考えさせ、トレーシングレポートを通じて質の高い情報提供ができるよう訓練させること。また、薬局からの疑義照会への対応では、その照会内容を評価し、医師への問合せを迅速に対応できるよう訓練することが重要である。医師との事前合意に係るプロトコルを定めている施設等ではその合意締結等の一連の過程を実践させることが望ましい。

薬局と病院双方の立場から疑義照会の意義や有効性を考えさせるとともに、病院薬剤師と薬局薬剤師の連携の重要性を認識させることが重要である。退院時カンファレンス、退院処方に関する薬剤情報提供文書（薬剤管理サマリー）の作成等、退院時における転院先病院、地域薬局等への情報提供等の地域連携業務については、「2-5 病棟業務」を参照すること。

### 【地域における多職種連携】

地域の医師、歯科医師、看護師やケアマネジャー、訪問介護員等を含め他職種との連携のため、症例検討会等に参加し、薬局薬剤師、病院薬剤師双方の立場から対象患者の薬物療法について検討することも重要である。地域での薬物療法支援においては、医療保険だけでなく介護保険制度の理解が不可欠である。特に、在宅薬剤管理指導（医療保険）と居宅療養管理指導（介護保険）の制度・運用の違いを理解し、切れ目のない在宅支援と多職種協働を実践する。地域包括支援センターには、ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が在籍して互いに連携し、地域のネットワークを構築して、高齢者が地域で安心して暮らせるようにチームで支えており、患者から相談を受けた際には、薬剤師としてチームに加わり対応することも重要である。地域連携の中で、薬局では、地域の身近な存在として、①健康

の維持・増進に関する相談を受ける健康サポート業務や、②要指導医薬品及び一般用医薬品の提供や需要者からの相談に伴う情報収集、情報提供等を実践することが望ましい。また、薬物乱用防止の啓発活動、災害時対応等、薬剤師を含む多職種が集まる地域活動等に積極的に参加し、プライマリ・ケアの必要性等についても認識することが重要である。

**研修期間**：疑義照会やトレーシングレポートの実践は医薬品情報管理業務時等を中心に研修施設の体制に応じて、研修期間を通じて行う。また、地域の多職種を対象とした研修会や健康サポート活動等には研修期間中、機会を捉えて参加させること。

## 2-9. 無菌調製

**研修目標**：適切な無菌調製を理解し実践するスキルを身に付ける。

**方略**：今後、在宅医療の拡大が見込まれている中、在宅における麻薬施用（疼痛緩和）や栄養管理等、無菌調製はますます需要が見込まれる業務であり、病院薬剤師・薬局薬剤師の別なく身に付けておくべきスキルである。注射剤（抗がん剤、麻薬を含む）やTPN（中心静脈栄養）の無菌調製に必要なスキルだけでなく、知識の習得も必要である。

医師や看護師とも連携し、患者の病態やニーズに応じた輸液管理に対応できる必要がある。注射剤（抗がん剤を含む）やTPNの無菌調製を行うとともに、携帯型ディスポーザブル注入ポンプの麻薬調製も必要に応じて実践させる。単に無菌調製のスキルを身に付けることを目的とするのではなく、配合変化や輸液管理（体液管理、栄養管理）についての内容も含めること。

**研修期間**：無菌調製の実践は2週間程度とし、集中的に行う。

## 2-10. がん化学療法

**研修目標**：がん化学療法のレジメン管理や抗がん剤の調製、副作用や疼痛評価、支持療法薬の提案、投与計画への参画など基本的技能・知識を身に付ける。

**方略**：効果的かつ安全ながん薬物治療を継続するためには、レジメンに従った投与スケジュールや経口抗がん薬の服薬管理、副作用や合併症への対応などが求められる。今後、外来においてがん化学療法を実施する患者が増加していくことを見据えると、病院薬剤師・薬局薬剤師の別なく、がん化学療法に関する知識と臨床スキル、医療機関と薬局との連携が必要である。研修施設で用いているがん種ごとのレジメンを理解し、処方監査を実践させる。抗がん剤ミキシング実践時は、曝露対策についても研修に含めること。外来通院治療室又は病棟において、薬学的観点から患者や家族に対してレジメンの説明を行うよう指導する（経口抗がん薬の服薬指導を含む）。説明の際には、患者や家族の不安に配慮した適切な応対ができることが求められる。

また、患者の服薬状況や副作用の発現状況について、薬学的観点から確認を行い、副作用や疼痛評価、他の疾患の治療のために服用している薬剤との併用による影響等について総合的な評価を実践し、必要であれば医師へ支持療法薬の追加や抗がん剤の減量・休薬等の提

案を行うよう指導する。がん化学療法においては、がん認定薬剤師や専門薬剤師からの指導を受けることが望ましい。薬剤師が実施した評価や提案についてはカルテへ記載し、他職種に共有し、投与計画変更等の議論にも参加するよう指導する。

がん化学療法を受ける患者は緩和ケアを必要とする場合もあり、麻薬を含む鎮痛剤や向精神薬が必要となることが多い。患者の状態に合わせた薬剤の提案や投与量の調節、麻薬の副作用の対応策等を薬学的見地から提案を行うよう指導する。また、緩和ケアチーム等において他職種と連携し、患者の QOL 向上に向けた方策について検討する機会を設けることが望ましい。

**研修期間**：抗がん剤のレジメン監査やミキシングに関しては 2 週間程度とし、集中的に実施すること（「2-9 無菌調製」と同時実施でも構わない）。患者へのレジメン説明や副作用評価については、病棟業務研修期間等の機会を捉えて行うことができるよう配慮する。

## 2-11. TDM

**研修目標**：血中濃度測定に関する基本的知識や手順を理解し実践する。薬物特性と患者個々の状態に適した薬学的管理を理解し、指導薬剤師の指導の下、投与設計・処方提案ができる。

**方略**：TDM とは薬物の血中濃度を測定し、薬物ごとの有効血中濃度を指標として、最も適した投与量、投与間隔などを見出す一連の手順である。実臨床ではこれに加え、個々の患者の腎機能・肝機能などの生理機能や薬物に対する反応性の違いを考慮し、薬物治療の有効性を最大限に引き出し、リスクを最小限に抑えることが重要である。

有効血中濃度域が狭い薬剤や半減期が短い薬剤など TDM が有効とされている薬剤を投与されている患者について、薬物血中濃度測定の提案を行い、その測定結果を踏まえ、薬効や副作用の評価を行い、患者の生理機能や病状に合わせた適切な投与量について、医師への提案などを行うよう指導する。

薬剤部で薬物血中濃度を測定していない場合は、TDM の基本的知識や測定手順は座学で補うこと。

**研修期間**：自施設で薬物血中濃度を測定している場合は 1 か月間程度集中して TDM 業務（測定、解析）を行うことを推奨する。自施設で測定していない場合は、得られた測定結果を基に解析を実践させること。

## 2-12. 在宅訪問（在宅医療・介護）

**研修目標**：自宅や施設で生活する患者・利用者を訪問して服薬指導や薬剤管理を行い、在宅医療や介護に関する各種支援制度や地域包括ケアシステムにおける他職種の役割を学ぶとともに、薬剤師としての役割を果たす。

**方略**：訪問診療の対象は約 9 割が 75 歳以上の高齢者であり、薬学的管理が困難なだけでなくアドヒアラנסの維持も難しい。在宅療養患者・利用者の病状、ADL、そして QOL の改善又は維持のための服薬支援を行い、薬剤が患者・利用者の体調や臨床検査値、食事・排泄・

睡眠・運動、認知機能等に影響を与えていないか薬学的見地から評価し、患者の生活に密着した薬物治療の実現に寄与することが重要である。さらに、在宅担当医師・歯科医師や訪問看護師、ケアマネジャー等の他職種との連携の中で、適切な情報発信とフィードバックを通じて、自宅や施設で生活する患者の情報共有及び問題点の相互認識を継続的に実施することが重要であり、その場に積極的に参加するよう指導する。地域包括ケアシステムの中で果たす薬剤師の役割を理解した上で、患者・利用者宅への訪問と観察を行い、患者・利用者の理解度やその家族の状況に応じて、患者・利用者の服薬状況【要指導医薬品、一般用医薬品やいわゆる健康食品（サプリメント等）を含む】の管理や薬剤の保管管理の指導、医療材料・衛生材料の供給管理を実践させる。服薬状況が悪い場合は、残薬整理や患者・利用者の能力に応じた薬剤管理方法の提案、アドヒアラス向上を目指した説明、適切な服薬形態の選択や医師への提案等、その原因に応じた対策を実践するよう指導する。なお、地域の介護・福祉関連施設と連携し、施設における服薬管理体制の支援や薬学的な指導助言についても経験できるよう配慮する。指導薬剤師の訪問薬剤管理指導に随行させることを原則とするが、指導薬剤師は、在宅訪問の研修を通じて、研修者が具体的に、以下の業務を実践できるよう指導する。なお、在宅支援においては、医療保険と介護保険それぞれの制度を理解し、在宅薬剤管理指導（医療保険）および居宅療養管理指導（介護保険）の違いを踏まえた対応を行う。

- 医師・歯科医師からの訪問指示に基づき、患者・利用者やその家族に在宅での薬学管理の目的などを説明し、在宅訪問についての同意を取得する。医師、看護師等と連絡・相談を行いながら、薬学的管理指導計画書（患者訪問計画）の作成を行う。医師・歯科医師からの訪問指示がない場合において、薬剤師の訪問が必要であると判断した場合は、医師・歯科医師に情報提供して訪問指示をもらうこと。
- 患者・利用者やその家族と調整し、訪問日時を計画すること。
- 医師等からの情報に加えて、ケアマネジャー、介護福祉士、訪問介護員などの他職種、患者・利用者やその家族から状況を把握し、在宅で服用している医薬品全般について管理・指導を行う（服薬状況を把握するための工夫、飲みやすくするための服薬支援・提案、必要に応じた医療材料・衛生材料の提供、注射針・残薬の処理など）。また、必要に応じて、生活機能（食事・睡眠・排泄・運動、認知機能等）の状態の聞き取り等により、服用している医薬品の薬効や副作用又は相互作用等が生活に影響していないかアセスメントを行い、QOL の向上に関する相談にも応じ、良好なアドヒアラスの形成に向けた服薬支援を実践する。
- 初回訪問時には、残薬、併用薬や常備薬等の確認を行い、重複薬等の整理、嚥下機能が低下した患者・利用者への服薬指導（口腔内崩壊錠（OD錠）、経鼻胃管・胃ろう等での簡易懸濁法の利用）や、不規則な食事などの生活状況も踏まえ、一包化や服薬カレンダーの作成などコンプライアンス向上のための飲み忘れへの対応策等の患者に合わせ

た改善策を提案し、調剤方法を確定する。訪問後に訪問薬剤管理指導報告書を作成して、医師等に情報提供する。必要に応じ介護福祉士、訪問介護員等にも情報を共有し連携する。

在宅医療の経過を継続的に確認することが重要であるため、研修期間中に同一患者に対し、継続して訪問する機会を設けること。また、医師・歯科医師の訪問診療や訪問看護師のケアの機会があれば、積極的に同行できるよう配慮する。対象患者・利用者は指導薬剤師が選定し、疾患の種類や重症度、認知機能等に関わらず、薬剤師の継続的な関わりが患者治療アウトカムをもたらすと考えられる症例を経験することが重要である。継続して訪問した患者・利用者の1症例を研修成果として、指導薬剤師（薬局・病院）へ報告するよう指導すること。薬局研修の期間中は、在宅患者・利用者の処方箋に基づく調剤も実施させること。その他、研修期間中、訪問薬剤管理指導以外に、通所介護事業者や短期入所事業者等からの相談、介護施設からの相談対応、サービス担当者会議への参加、ケアマネジャー、介護福祉士、訪問介護員等との情報交換、訪問看護師との情報交換等の地域の介護・福祉関連施設との連携について、積極的に経験できるよう配慮する（「2-8 地域連携」も参照）。

**研修期間**：研修期間は1か月間程度とするが、対象患者・利用者との継続的な関わりが必要であることから、上記の研修期間にかかわらず実施時期については柔軟な運用としてもよい。現状、多くの施設においてOJTでの研修が困難であることが想定される。本文書は、各施設の業務に係る育成プログラムとしてまとめている。必要に応じて参考し、実施している施設や地域の薬局の協力のもとで行うことが望ましい。

## 2-13. スペシャルポピュレーション等の薬物治療

**研修目標**：スペシャルポピュレーションとして、薬物動態の異なる小児・産婦人科の薬物治療、重篤度の高い集中治療領域や問診が中心となる精神科の薬物治療など、困難度が高い薬物治療を理解する。

**方略**：一般的な内科や外科の薬物治療を理解した上で選択項目である。それぞれの特徴を理解し、患者の治療アウトカムの向上につながるよう薬学的知見から最適な薬物治療の提案ができることが求められる。集中治療領域では、対象患者は多くの合併症を有するため、その病態は複雑であり、薬物治療のために多くの薬剤が使用される。使用される薬剤の適応、用法・用量、相互作用、注射薬の配合変化や投与ルートの選択、薬物動態に影響を与える患者の生理機能等を総合的に評価し、投与計画の立案を行うよう指導する。

精神科における服薬指導では、患者の状態や理解度に応じた説明が必要であり、また、抗精神病薬特有の副作用（錐体外路症状、遅発性ジスキネジア等）の発現、多剤併用や投与量による影響など注意深く患者を観察する視点が必要であり、薬学的知見から最適な薬物治療の提案ができるよう指導する。小児科では、新生児、乳児と各段階における薬物動態上の特徴を理解し、投与量の算出や服薬アドヒアラנסを考慮した剤形の提案を行えるようにする。また、妊婦・授乳婦においては、胎盤通過性や乳汁への移行性を考慮し、患者の不

安に配慮した服薬指導スキルを身に付けられるよう指導する。

各診療科の病棟業務にて「2-5 病棟業務」を参照の上、実践させること。なお、診療科や病棟がない場合は、連携病院等へ研修者を派遣し、実施することでも差し支えない。

**研修期間**：一般的な内科や外科の薬物治療を経験した後、1～2か月間程度実施する。病棟業務研修と同等に、症例報告を行うこととする。選択研修項目のため、報告数は研修施設で取り決める。

## 第3章 達成度評価

### 3-1. 評価方法とフィードバック

付属の到達度評価記録シート（埼玉版）を用いて評価することで標準的な項目を網羅することができる。本記録シートは、各施設において求められる項目などを追加して使用することができる。到達度評価記録シート（埼玉版）の具体的な使用方法はシート内の説明を参照する。

到達度評価は隨時、自己評価にて行う。臨床研修の進捗を確認するとともに、研修期間中に少なくとも2回は形成的評価（フィードバック）を行う。フィードバックは、目標と現状との関係を知り、目標達成のために方略を微調整することを目的として、研修者が自ら到達度（できていること、できていないこと）を客観的に把握できるよう、指導薬剤師の評価や具体的なアドバイスを研修者に提供することをいう。その上で、未達の研修項目が残っていることが明らかになった場合、その理由（健康上の理由や妊娠・出産などのライフイベントによる休暇・休業の取得を含む）を考慮の上、臨床研修を遂行し修了できるよう適切なサポートを行う必要がある。フィードバックが効果的に機能するためには、指導薬剤師と研修者との間に適切な信頼関係が構築され、一貫性を持った評価基準のもとで、適切な頻度で、具体的な目標達成の方向性を見出せるよう、十分な話し合いの時間を持つことが望ましい。

### 【参考資料】

1. 「薬剤師臨床研修ガイドライン」（令和6年3月 厚生労働省）
2. 「医療機関における新人薬剤師の研修プログラムの基本的考え方」（令和6年1月20日 一般社団法人 日本病院薬剤師会）

## 到達度記録・評価シート

番号	業務項目	標準/選択	研修目標	標準的なスケジュール
2-2	調剤業務	標準	個別化医療を実現するための調剤業務の遂行とそれに必要な知識とスキルを習得する。	3か月間程度
2-3	医薬品の供給と管理業務	標準	医薬品の供給と管理体制を理解し管理業務を実践する。	2週間以上
2-4	医薬品情報管理業務	標準	医薬品情報を収集・評価し、整理・加工して提供するスキルを習得する。	2週間から1か月間
2-5	病棟業務	標準	入院患者と直接接することにより、患者の病態に応じた服薬指導やフォローアップ、コミュニケーションのスキルを高める。薬物治療の観点からチーム医療に参加し、他職種との関わり方を学ぶとともに、薬学的見地からの見解を発信する。退院時カンファレンスへの参加により、地域医療(多職種)との連携を実践する。	6か月間程度
2-6	医療安全	標準	医療の質を担保し、患者及び医療従事者にとって安全な医療を提供できる。特に、医薬品の安全管理体制の確保のため、薬剤師として主体的な役割を果たす。	全研修期間
2-7	感染制御	標準	医療現場に応じて感染症を発生させない環境整備や感染予防を実践する。感染症発生時における感染拡大防止のための対応を図るなどの感染制御に努める。	全研修期間
2-8	地域連携	標準	病診薬連携や薬薬連携に代表される多職種連携等、地域連携の必要性を理解し、地域における患者中心の医療の充実に努める。	全研修期間
2-9	無菌調製	標準	適切な無菌的混合調製を理解し実践するスキルを身に付ける。	2週間程度
2-10	がん化学療法	標準	がん化学療法のレジメン管理や抗がん剤の調製、副作用や疼痛評価、支持療法薬の提案、投与計画への参画など基本的技能・知識を身に付ける。	2週間程度
2-11	在宅訪問 (在宅医療・介護)	選択	自宅や施設で生活する患者・利用者を訪問して服薬指導や薬剤管理を行い、在宅医療や介護に関する各種支援制度や地域包括ケアシステムにおける他職種の役割を学ぶとともに、薬剤師としての役割を果たす。	1か月間程度(対象患者との継続的な関わりが必要であることから、実施時期については柔軟な運用としても良い)
2-12	TDM	選択	血中濃度測定に関する基本的知識や手順を理解し実践する。薬物特性と患者個々の状態に適した薬学的管理を理解し、指導薬剤師の指導の下、投与設計・処方提案ができる。	1か月間程度
2-13	スペシャルポピュレーション等の薬物治療	選択	スペシャルポピュレーションとして、薬物動態の異なる小児・産婦人科の薬物治療、重篤度の高い集中治療領域や問診が中心となる精神科の薬物治療など、困難度が高い薬物治療を理解する。	1~2か月間程度

## 2-2 調剤業務

研修目標	個別化医療を実現するための調剤業務の遂行とそれに必要な知識とスキルを習得する。
内容(方法)	調剤内規、マニュアル等を用いた事前説明を経て実践を行う。

### 達成状況報告

#### <到達度>

1. 觀察・聴講した (概要が分かる)
2. 説明できる (理解している)
3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)
4. 1人で基本的なことができる (監督下にて基本的な業務が遂行できる)
5. 1人で様々なことができる (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)

#### <到達度の評価方法>

該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。

☆:目標到達値

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	
								最終到達度	評価者
処方箋鑑査	1 処方箋の記載事項(医薬品名・用法・用量等)が適切であるか確認できる					☆			
	2 薬歴、診療録、医薬品の情報から処方が妥当であるか判断できる					☆			
疑義照会	3 薬歴、診療録、医薬品の情報から判断し、適切に疑義照会や代替処方提案ができる					☆			
内服薬・外用薬調剤	4 内服計数調剤ができる					☆			
	5 散剤調剤ができる					☆			
	6 水剤調剤ができる					☆			
	7 錠剤の粉碎、カプセル剤の開封、簡易懸濁の可否を判断できる					☆			
	8 一包化調剤の可否と必要性を判断できる					☆			
	9 外用薬調剤ができる					☆			
	10 吸入薬の使い方を指導できる					☆			
	11 調剤鑑査ができる					☆			

注射薬調剤	12	注射計数調剤ができる				☆		
	13	配合変化の回避方法を理解し実践できる				☆		
	14	調製した注射薬の安定性について説明できる		☆				
	15	インスリン等の自己注射の使い方を指導できる				☆		
	16	注射鑑査ができる				☆		
	17	厳重な管理が必要な薬剤(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等)の調剤ができる				☆		
薬剤の保管	18	薬剤の保管方法を理解し実践できる				☆		
窓口対応	19	窓口対人業務ができる(院内スタッフ)				☆		
	20	窓口対人業務ができる(患者)				☆		
調剤機器の取扱い	21	調剤機器(分包機、秤量機等)の適正な取扱いができる				☆		
緊急時対応	22	緊急時の対応等について理解できる		☆				
院内製剤	23	院内製剤の意義と、クラス分類について説明できる		☆				
	24	院内製剤の品質管理、調製方法を理解し実践できる				☆		
	25	調製に適した作業環境、装備を選択できる				☆		
	26	調製に必要な器材、原料を適切に選択できる				☆		
	27	調製記録を作成できる				☆		
	28	調製薬剤鑑査ができる				☆		

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

2-3 医薬品の供給と管理業務	
研修目標	医薬品の供給と管理体制を理解し管理業務を実践する。
内容(方法)	院内マニュアル等を用いた事前説明を経て実践を行う。

## 達成狀況報告

<p>＜到達度＞</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 観察・聽講した（概要が分かる）</li><li>2. 説明できる（理解している）</li><li>3. 補助的に行なうことができる（指示の元動ける）</li><li>4. 1人で基本的なことができる (監督下にて基本的な業務が遂行できる)</li><li>5. 1人で様々なことができる (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)</li></ol>	<p>＜到達度の評価方法＞</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆：目標到達値</p>
--	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	現場指導者	
							最終到達度	評価者
医薬品の供給	1 医薬品の流通体制が理解できる					☆		
医薬品の確保・管理	2 適正在庫に基づいた医薬品の発注が実践できる					☆		
	3 医薬品の検品が実践できる					☆		
	4 医薬品の供給不安定への対応ができる					☆		
	5 一般的な医薬品の管理ができる					☆		
	6 麻薬の管理ができる					☆		
特別な管理を要する医薬品管理	7 毒薬の管理ができる					☆		
	8 向精神薬の管理ができる					☆		
	9 覚せい剤原料の管理ができる					☆		
	10 特定生物由来製品の管理ができる					☆		
	11 限定薬(患者・診療科等)の管理ができる					☆		
その他薬品等の管理	12 投与に必要な補助器具、説明文書等の管理ができる					☆		
	13 院内他部署の医薬品管理ができる					☆		

棚卸	14	医薬品の使用期限の確認、在庫量の管理を手順に従って実践できる					☆			
返品・廃棄・ 破損処理	15	医薬品の返品・廃棄・破損処理が適切に実践できる					☆			

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

2-4 医薬品情報管理業務	
研修目標	医薬品情報を収集・評価し、整理・加工して提供するスキルを習得する。
内容(方法)	院内マニュアル等を用いた事前説明を経て実践を行う。DI担当として実践を行う。

### 達成状況報告

<p>&lt;到達度&gt;</p> <p>1. 観察・聴講した (概要が分かる)      2. 説明できる (理解している)      3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)      4. 1人で基本的なことができる (監督下にて基本的な業務が遂行できる)      5. 1人で様々なことができる      (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)</p>	<p>&lt;到達度の評価方法&gt;</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆:目標到達値</p>
---	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	
								最終到達度	評価者
医薬品の情報収集・管理・加工・提供	1 質疑応答に対応し、情報の記録・保管が適切にできる				☆				
	2 院内で使用可能な医薬品情報源の特徴を理解し、適切に使用できる					☆			
	3 医薬品や薬物治療に関して、文献の検索方法を理解し、実践することができる				☆				
	4 医薬品情報要約(DIニュース等)を作成できる				☆				
採用医薬品の承認手続き等	5 医薬品採用/緊急(臨時)採用の手順を説明できる		☆						
	6 新規採用薬・採用見直しのために、複数の医薬品を評価できる			☆					
	7 処方・注射オーダーのチェックシステム(マスター)を作成・更新できる			☆					
	8 未承認・適応外の医薬品・医療機器使用に関する病院内の取り決めを説明できる	☆							
報告事項	9 プレアボイド症例を報告できる				☆				
	10 医薬品安全性情報報告を報告できる				☆				
多職種連携	11 医薬品情報を相手が理解できる形で提供できる				☆				
	12 相手の業務内容を考慮して質問内容を理解し、適切に対応できる				☆				

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

2-5 病棟業務	
研修目標	入院患者と直接接することにより、患者の病態に応じた服薬指導やフォローアップ、コミュニケーションのスキルを高める。 薬物治療の観点からチーム医療に参加し、他職種との関わり方を学ぶとともに、薬学的見地から見解を発信する。退院時カンファレンスへの参加により、地域医療(多職種)との連携を実践する。
内容(方法)	指導薬剤師による事前説明/講義を経て病棟業務の実践を行う。 1~2ヶ月/1病棟をサイクル目安としローテーションする。

### 達成状況報告

<p>＜到達度＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>観察・聴講した（概要が分かる）</li> <li>説明できる（理解している）</li> <li>補助的に行なうことができる（指示の元動ける）</li> <li>1人で基本的なな POSSIBILITY が（監督下にて基本的な業務が遂行できる）</li> <li>1人で様々なな POSSIBILITY ができる（一通りの業務を1人で適切に遂行できる）</li> </ol>	<p>＜到達度の評価方法＞</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆：目標到達値</p>
--	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	
								最終到達度	評価者
患者理解	1 入院前支援業務、救急外来、集中治療室、手術室業務、ハイケアユニット病棟、一般病棟、退院後ケアカンファレンス等の入院前から退院後の患者の流れを理解し、対応できる				☆				
	2 患者、生活者中心の医療の視点において個々に配慮した対応ができる				☆				
薬剤管理指導	3 薬剤管理指導業務について適切な評価、記録(SOAP形式)の記載が実践できる				☆				
	4 患者、生活者に対して薬剤管理指導業務ができる				☆				
	5 効果と副作用をモニタリングするための項目を列挙できる				☆				
	6 臨床検査値の変化と使用医薬品の関連性を例を挙げて説明ができる		☆						
	7 薬物治療の効果、副作用の発現について患者の症状や検査所見から評価ができる				☆				

病棟薬剤業務	8	手術や検査時の使用薬を含め、内服薬、外用薬、注射薬の実施状況が把握できる			☆				
	9	医薬品情報の収集、提供ができる			☆				
	10	持参薬鑑別、服薬計画の立案ができる			☆				
	11	医薬品を中心とした相互作用を確認することができる			☆				
	12	ハイリスク・ハイアラート薬(注:その病院において投薬エラー発生時に有害事象を及ぼす可能性が高い薬剤)の服薬指導ができる			☆				
	13	投与量の計算、流量の計算、投与時の注意点についてベッドサイドで確認できる			☆				
	14	病棟薬剤業務日誌の作成ができる			☆				
	15	紙カルテ、電子カルテを適切に使用することができる			☆				
	16	指導者と情報共有が適切にできる			☆				
	17	中央業務、病棟業務担当者と適切に情報が共有できる			☆				
	18	入院病棟における様々な状況(急変対応等)での業務を理解し、対応できる			☆				
情報収集と処方提案	19	種々の情報源から薬物療法に必要な情報を収集できる			☆				
	20	患者、生活者と円滑にコミュニケーションができる			☆				
	21	患者、生活者、カルテ情報などから患者情報・薬歴などを適切に得て評価できる			☆				
	22	処方の妥当性について評価できる			☆				
	23	様々な情報源を確認し、医師に対して処方変更を含めて処方提案ができる	☆						
	24	代表的疾患について治療ガイドライン等を参照し、エビデンスに基づいた評価、提案ができる	☆						
	25	治療アドヒアラנס向上のための提案ができる	☆						

多職種連携	26	入院、退院、在宅を含めた地域での連携の重要性について説明できる		☆						
	27	医師、看護師等と情報共有ができ、コミュニケーションができる				☆				
	28	回診、カンファレンスにおいて、薬学的視点で発言ができる		☆						
	29	医師、看護師等と連携しながら、薬物治療上の問題点解決のための情報を共有し、患者の治療に貢献できる				☆				
	30	病院内の多様な専門医療チームの活動における薬剤師の役割を説明できる		☆						
	31	退院時に薬剤管理サマリーを作成し、転院先病院や地域薬局等との連携ができる				☆				
	32	医政局通知等の薬剤師関連業務について説明できる		☆						
診療報酬の理解	33	診療報酬の算定要件について説明ができる(病棟薬剤業務)		☆						
	34	診療報酬上の算定要件について、それぞれに必要な項目が列挙でき、対応ができる(薬剤管理指導業務)				☆				

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

2-6 医療安全	
研修目標	医療の質を担保し、患者及び医療従事者にとって安全な医療を提供できる。特に、医薬品の安全管理体制の確保のため、薬剤師として主体的な役割を果たす。
内容(方法)	院内マニュアル等を用いた事前説明を経て実践を行う。

### 達成状況報告

<p>&lt;到達度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>観察・聴講した（概要が分かる）</li> <li>説明できる（理解している）</li> <li>補助的に行なうことができる（指示の元動ける）</li> <li>1人で基本的なことができる (監督下にて基本的な業務が遂行できる)</li> <li>1人で様々なことができる (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)</li> </ol>	<p>&lt;到達度の評価方法&gt;</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆：目標到達値</p>
---	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	最終到達度	評価者
概論	1 患者の安全を最優先に考えることができる					☆				
	2 患者が医療に参加する重要性を理解できる		☆							
	3 医療安全担当者(医薬品安全管理責任者、医療安全管理責任者、リスクマネージャー等)の役割について説明できる		☆							
実践	4 医薬品等の安全管理体制、マニュアル等を確認し、規則および手順に沿って行動できる					☆				
	5 インシデントを未然に回避するためには、環境整備や医療技術の活用等、業務の工夫ができる					☆				
	6 医療安全に関連した事案発生時(ヒヤリハット、インシデント、アクシデント等)に、適切な内容(報告・連絡・相談)ができる					☆				
	7 インシデント発生時に書式に応じて記録を作成できる					☆				
	8 問題に対する改善点の提案と共有に取り組める					☆				
	9 自己の健康管理をすることができる					☆				

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項	確認印

2-7 感染制御	
研修目標	医療現場に応じて感染症を発生させない環境整備や感染予防を実践する。感染症発生時における感染拡大防止のための対応を図るなどの感染制御に努める。
内容(方法)	院内マニュアル等を用いた事前説明を経て実践を行う。

### 達成状況報告

<p>&lt;到達度&gt;</p> <p>1. 観察・聴講した (概要が分かる)      2. 説明できる (理解している)      3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)      4. 1人で基本的なことができる          (監督下にて基本的な業務が遂行できる)      5. 1人で様々なことができる          (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)</p>	<p>&lt;到達度の評価方法&gt;</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆:目標到達値</p>
--	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	現場指導者 最終到達度 評価者	
感染予防	1 標準予防策(手指衛生、個人防護具、咳エチケット)を適切にできる					☆		
	2 代表的な感染症の予防策と適切な消毒薬を選択できる					☆		
初期対応	4 感染症発生時の初期対応を説明できる		☆					
	5 針刺し事故時における初期対応を説明できる		☆					
抗菌薬適正使用	6 感染症症例において適切な抗菌薬の選択ができる				☆			
	7 院内感染に関するチーム活動(CT、AST)の役割を理解している		☆					

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

2-8 地域連携	
研修目標	病診薬連携や薬薬連携に代表される多職種連携等、地域連携の必要性を理解し、地域における患者中心の医療の実現に努める。
内容(方法)	事前説明/講義等を経て実践する。 地域連携において関わりの深い施設への見学なども必要に応じて実施する。

### 達成状況報告

<p>&lt;到達度&gt;</p> <p>1. 觀察・聴講した (概要が分かる)      2. 説明できる (理解している)      3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)      4. 1人で基本的なことができる          (監督下にて基本的な業務が遂行できる)      5. 1人で様々なことができる          (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)</p>	<p>&lt;到達度の評価方法&gt;</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆:目標到達値</p>
--	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	
								最終到達度	評価者
施設間および多職種連携	1 地域の保健、医療、福祉に関わる職種とその連携体制(地域包括ケア)およびその意義について説明できる		☆						
	2 自施設と病床機能・規模の異なる他施設と患者情報の共有を行うこと等において連携できる					☆			
	3 地域医療者を含む研修会等に参加し、他施設の医療従事者へ適切な医療を提供するための情報交換を実施できる			☆					
	4 患者情報以外で他施設と業務連携を行うことができる			☆					
様々な施設での薬物療法の理解と他職種との共有	5 在宅期(主に診療所や保険薬局)での適切な薬物治療を理解し、他職種と共有できる			☆					
	6 慢性期(主に中小病院の療養病床)での適切な薬物治療を理解し、他職種と共有できる			☆					
	7 回復期(主に中小病院の回復期リハビリ・地域包括ケア病床)での適切な薬物治療を理解し、他職種と共有できる			☆					
	8 急性期(主に大規模病院や中小病院の一般病床)での適切な薬物治療を理解し、他職種と共有できる			☆					
	9 高度急性期(主に大学病院や大規模病院)での適切な薬物治療を理解し、他職種と共有できる			☆					

他職種の薬物療法の視点の理解と共有	10	高齢者介護施設(介護老人保健施設・介護医療院・特別養護老人ホームなど)の従事者から見た適切な薬物治療の視点を共有できる			☆					
	11	入退院支援看護師/医療ソーシャルワーカーから見た適切な薬物治療の視点を共有できる			☆					
	12	ケアマネージャーから見た適切な薬物治療の視点を共有できる			☆					
薬薬連携	13	保険薬局から報告される服薬情報提供書(トレーシングレポート)を踏まえた対応ができる					☆			
	14	保険薬局からの疑義照会に対応ができる					☆			
健康サポート	15	地域住民の健康維持・増進に関する相談に対応できる					☆			

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

## 2-9 無菌調製

研修目標	適切な無菌的混合調製を理解し実践するスキルを身に付ける。
内容(方法)	院内マニュアル等を用いた事前説明を経て実践を行う。

## 達成状況報告

## &lt;到達度&gt;

1. 観察・聴講した (概要が分かる)
2. 説明できる (理解している)
3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)
4. 1人で基本的なことができる (監督下にて基本的な業務が遂行できる)
5. 1人で様々なことができる (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)

## &lt;到達度の評価方法&gt;

該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。

☆:目標到達値

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終	現場指導者
							到達度	最終到達度
総論	1 無菌調製の意義、管理、調製方法、輸液処方内容及び配合変化について説明することができる		☆					
調製の実施	2 無菌調製に必要な準備ができる					☆		
	3 無菌調製前の監査ができる					☆		
	4 無菌調製作業服(無塵衣)の着用ができる					☆		
	5 クリーンベンチの操作ができる					☆		
	6 無菌調製ができる					☆		
	7 無菌調製済鑑査ができる					☆		
	8 無菌調製後の後片付けができる					☆		

## 達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

2-10 がん化学療法	
研修目標	がん化学療法のレジメン管理や抗がん剤の調製、副作用や疼痛評価、支持療法薬の提案、投与計画への参画など基本的技能・知識を身に付ける。
内容(方法)	事前説明/講義等を経て実践を行う。

### 達成状況報告

<p>＜到達度＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>観察・聴講した（概要が分かる）</li> <li>説明できる（理解している）</li> <li>補助的に行なうことができる（指示の元動ける）</li> <li>1人で基本的なことができる（監督下にて基本的な業務が遂行できる）</li> <li>1人で様々なことができる（一通りの業務を1人で適切に遂行できる）</li> </ol>	<p>＜到達度の評価方法＞</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆：目標到達値</p>
---	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	
								最終到達度	評価者
標準レジメンの理解	1 標準レジメンの治療スケジュール・休薬期間・中止基準・減量基準等を理解し、監査することができる					☆			
	2 標準レジメンで発現する副作用について説明でき、CTCAEのグレード評価することができる					☆			
	3 標準レジメンに必要な支持療法薬を理解し、医師に提案することができる					☆			
抗がん剤調製の実施	4 抗がん薬曝露対策(安全キャビネット、防護具、閉鎖式接続器具)を実践できる					☆			
	5 抗がん薬を調製することができる					☆			
	6 抗がん剤調製後の後片づけ(廃棄物の取り扱い含む)ができる					☆			
がん化学療法の実施および服薬指導	7 血管外漏出時の対応についてマニュアルを参照し対応することができる					☆			
	8 がん化学療法の初回指導ができる					☆			
	9 患者からの相談に対応することができる					☆			
チーム医療	10 抗がん薬の減量や延期の必要性について評価し、医師と協議することができる				☆				
	11 医師・看護師等からの相談に対応することができる					☆			

疼痛管理	12	がん疼痛を客観的指標(NRS、Face Scale等)により評価することができる				☆				
	13	必要な鎮痛薬を選択し、医師へ提案することができる			☆					

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項
----------------------

確認印

2-11 在宅訪問(在宅医療・介護)	
研修目標	自宅や施設で生活する患者・利用者を訪問して服薬指導や薬剤管理を行い、在宅医療や介護に関する各種支援制度や地域包括ケアシステムにおける他職種の役割を学ぶとともに、薬剤師としての役割を果たす。
内容(方法)	指導薬剤師による事前説明/講義等を経て訪問薬剤管理指導を実践する。

### 達成状況報告

<p>&lt;到達度&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>観察・聴講した (概要が分かる)</li> <li>説明できる (理解している)</li> <li>補助的に行なうことができる (指示の元動ける)</li> <li>1人で基本的なことができる (監督下にて基本的な業務が遂行できる)</li> <li>1人で様々なことができる (一通りの業務を1人で適切に遂行できる)</li> </ol>	<p>&lt;到達度の評価方法&gt;</p> <p>該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。</p> <p>☆:目標到達値</p>
--	--

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者
								評価者
在宅医療	1 地域の在宅医療の仕組みや在宅医療に関わる多職種の役割を説明できる		☆					
	2 患者、家族、介護者および生活者等と円滑にコミュニケーションができる				☆			
	3 患者の状況に適した医薬品の選定、提案ができる				☆			
	4 患者の生活様式を把握し、状況に適した調剤・服薬指導などの判断・対応ができる				☆			
	5 患者の服薬状況や効果の確認、副作用の有無などの確認ができる				☆			
	6 医師と連携し、「診療情報提供書」の提供を受け、薬学的管理指導計画の立案ができる				☆			
	7 実施した業務の内容を適切に記録できる				☆			
	8 在宅医療の質の向上のため、退院時カンファレンスに参加し、退院後の療養上必要な薬剤に関する情報収集、評価を行うことができる			☆				
緩和ケア・終末期への対応	9 在宅末期がん患者の終末期に対する薬物治療・緩和ケアについて、提案を含めた医師との連携ができる			☆				
	10 麻薬を含めた残薬の取り扱いについて説明できる(麻薬の安全な回収・廃棄等を含む)				☆			

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項	確認印

## 2-12 TDM

研修目標	血中濃度測定に関する基本的知識や手順を理解し実践する。薬物特性と患者個々の状態に適した薬学的管理を理解し、指導薬剤師の指導の下、投与設計・処方提案ができる。
内容(方法)	事前説明/講義・演習等を経て実践を行う。

## 達成状況報告

## &lt;到達度&gt;

1. 観察・聴講した (概要が分かる)
2. 説明できる (理解している)
3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)
4. 1人で基本的なことができる  
(監督下にて基本的な業務が遂行できる)
5. 1人で様々なことができる  
(一通りの業務を1人で適切に遂行できる)

## &lt;到達度の評価方法&gt;

該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。

☆:目標到達値

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終 到達度	現場指導者	
								最終 到達度	評価者
総論	1 TDMの意義及び一般的な対象薬を理解し、自院で扱うTDM対象薬を説明できる		☆						
	2 自院でのTDM業務の流れ(オーダー、採血、測定、解析、治療へのフィードバックなど)を説明できる		☆						
	3 TDMを行う際の採血ポイント、試料の取り扱い、測定法について説明できる		☆						
	4 血中濃度に影響を与える因子について例を挙げて説明できる		☆						
投与設計	5 抗菌薬以外のTDM対象薬の維持投与量の算出・処方提案ができる					☆			
	6 TDM対象抗菌薬(VCM, TEICなど)の初回投与量・維持投与量の算出・処方提案ができる					☆			
高齢者・小児・妊婦・特殊病態	7 個別の患者情報(遺伝的素因、年齢的要因、臓器機能など)と医薬品情報をもとに、薬物治療を計画・立案できる				☆				
	8 高齢者・小児・妊婦における薬物動態と、薬物治療で注意すべき点を考慮した薬学的管理を実践できる				☆				
	9 肝機能・腎機能低下時における薬物動態と、薬物治療・投与設計において注意すべき点を考慮した薬学的管理を実践できる				☆				

## 達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

## 2-13 スペシャルポピュレーション等の薬物治療

研修目標	スペシャルポピュレーションとして、薬物動態の異なる小児・産婦人科の薬物治療、重篤度の高い集中治療領域や問診が中心となる精神科の薬物治療など、困難度が高い薬物治療を理解する。
内容(方法)	指導薬剤師による事前説明/講義を経て病棟業務の実践を行う。 (一般的な内科や外科の薬物治療を経験した後、1~2か月程度実施する。)

### 達成状況報告

#### <到達度>

1. 觀察・聴講した (概要が分かる)
2. 説明できる (理解している)
3. 補助的に行なうことができる (指示の元動ける)
4. 1人で基本的なことができる  
(監督下にて基本的な業務が遂行できる)
5. 1人で様々なことができる  
(一通りの業務を1人で適切に遂行できる)

#### <到達度の評価方法>

該当する能力要件について、その到達点を左記の5段階の基準で評定する。自己評価した到達点に到達した日付を記載して下さい。習得期間の最後に、最終的に到達した到達点を記載して下さい。

☆:目標到達値

大項目	小項目	1	2	3	4	5	最終到達度	現場指導者	
								最終到達度	評価者
手術室	1 手術室における薬剤師の業務について理解し、説明できる		☆						
	2 術前休薬の必要な薬剤について理解し、休薬の確認が実践できる					☆			
	3 術中に使う拮抗薬について、理解し、説明できる		☆						
	4 局所麻酔薬中毒時の対応について理解し、説明できる		☆						
	5 カテコールアミンの薬理学的特徴および製剤の使い分けを理解し、説明できる		☆						
集中治療	6 集中治療室における薬剤師の業務について理解し、説明できる		☆						
	7 静注用鎮静薬の特徴および使い分け、管理について理解し、説明できる		☆						
	8 集中治療室における各種医療機器について理解し、説明できる		☆						
	9 ハイケアユニット病棟における薬剤師の業務について理解し、説明できる		☆						
小児	10 小児病棟における薬剤師の業務について理解し、説明できる		☆						
	11 代表的な小児疾患について理解し、その薬物療法について理解し説明できる		☆						
	12 小児の病態、年齢に配慮した剤型の提案、服薬指導を実践できる				☆				

妊婦・授乳婦	13	妊婦・授乳婦に対する薬剤師の業務について理解し、説明できる。		☆						
	14	妊婦が罹患する可能性のある代表的な疾患について理解し、その薬物療法について理解し説明できる		☆						
	15	妊婦、授乳婦に対する薬物療法に関する情報収集を行い、それを基に薬学的支援ができる				☆				
	16	胎児の器官形成、新生児の発育について理解し説明できる		☆						
老年期	17	老年症候群の状態にある患者に対する薬剤師の業務について理解し、説明できる		☆						
精神疾患	18	精神疾患患者に対する薬剤師の業務について理解し、説明できる		☆						
	19	代表的な精神疾患について理解し、その薬物療法について説明できる		☆						
	20	抗精神病薬・抗うつ薬・ベンゾジアゼピンについて等価換算ができる				☆				
	21	代表的な錐体外路症状について理解し、DIEPSSを用いた評価ができる			☆					
	22	せん妄のリスクを理解し、適切な薬剤選択の提案等、せん妄症状の改善と安全な薬物療法を支援できる				☆				

達成状況、状況変化、その他特記すべき事項

確認印

研修者氏名 : \_\_\_\_\_

症例 (1)	患者の年齢・性別			
	診療科等 (在宅・外来も可)		指導・フォローアップ 回数	
	主な疾患名			
	患者背景	【これまでの経過】、【病歴】、【家族歴】、【社会・生活歴】【他科受診】等必要な項目を記載してください。		
	薬学的管理開始時の処方内容			
薬剤指導業務の内容の要約		【患者の状態(重要な検査値等)】、【指導内容】、【問題点】、【提案内容】、【治療経過・フォローアップ】等を記載してください。		

記載症例は1症例あたりA41枚以内に納めてください。

研修者氏名 : \_\_\_\_\_

症例 (2)	患者の年齢・性別		
	診療科等 (在宅・外来も可)		指導・フォローアップ 回数
	主な疾患名		
	患者背景	【これまでの経過】、【病歴】、【家族歴】、【社会・生活歴】【他科受診】等必要な項目を記載してください。	
	薬学的管理開始時の処方内容		
薬剤指導業務の内容の要約	【患者の状態(重要な検査値等)】、【指導内容】、【問題点】、【提案内容】、【治療経過・フォローアップ】等を記載してください。		

記載症例は1症例あたりA41枚以内に納めてください。

研修者氏名 : \_\_\_\_\_

症例 (3)	患者の年齢・性別		
	診療科等 (在宅・外来も可)		指導・フォローアップ 回数
	主な疾患名		
	患者背景	【これまでの経過】、【病歴】、【家族歴】、【社会・生活歴】【他科受診】等必要な項目を記載してください。	
	薬学的管理開始時の処方内容		
薬剤指導業務の内容の要約	【患者の状態(重要な検査値等)】、【指導内容】、【問題点】、【提案内容】、【治療経過・フォローアップ】等を記載してください。		

記載症例は A4 1 枚以内に納めてください。

研修者氏名：\_\_\_\_\_

症例 (3)	患者の年齢・性別		
	診療科等 (在宅・外来も可)		指導・フォローアップ回数
	主な疾患名		
	患者背景	【これまでの経過】、【病歴】、【家族歴】、【社会・生活歴】【他科受診】等必要な項目を記載してください。	
	薬学的管理開始時の処方内容		
薬剤指導業務の内容の要約		【患者の状態(重要な検査値等)】、【指導内容】、【問題点】、【提案内容】、【治療経過・フォローアップ】等を記載してください。	

記載症例はA4 1枚以内に納めてください。

研修者氏名：\_\_\_\_\_

症例 (3)	患者の年齢・性別		
	診療科等 (在宅・外来も可)		指導・フォローアップ回数
	主な疾患名		
	患者背景	【これまでの経過】、【病歴】、【家族歴】、【社会・生活歴】【他科受診】等必要な項目を記載してください。	
	薬学的管理開始時の処方内容		
	薬剤指導業務の内容の要約	【患者の状態(重要な検査値等)】、【指導内容】、【問題点】、【提案内容】、【治療経過・フォローアップ】等を記載してください。	

記載症例はA4 1枚以内に納めてください。

研修者氏名 : \_\_\_\_\_

記載症例は A4 1 枚以内に納めてください。

\* 5 症例以上報告予定で紙面が不足する場合は、本様式を複写して使用してください。

上記の薬剤指導業務の内容の要約については、申請者本人が自ら携わったことを証明いたします。

研修施設名 (病院) : \_\_\_\_\_

研修指導者氏名 : \_\_\_\_\_

# 研修スケジュール例

2025年12月 Ver.1.0

Saitama Society of Hospital Pharmacists  
埼玉県病院薬剤師会

## 1 年次研修（1年完結型）

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

調剤業務・医薬品の供給と管理業務

医薬品情報管理業務・無菌調製・がん化学療法

医療安全・感染制御

在宅医療・地域連携

病棟業務\*・外来・チーム医療・手術室  
\*選択 (TDM、在宅訪問 スペシャルポピュレーション等)

自己評価・指導者評価

オリエンテーション

配属先

研修部門